

技能職員の給与に関する規則及び技能職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

香川県知事 浜田恵造

香川県規則第20号

技能職員の給与に関する規則及び技能職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

技能職員の給与に関する規則及び技能職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則（平成21年香川県規則第39号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
(給料の切替えに伴う経過措置)	(給料の切替えに伴う経過措置)
4 略	4 略
5 略	5 前項の規定による平成21年切替日以後の給料月額と差額給料との合計額（以下「平成21年切替日後給料」という。）が、平成21年切替日の前日の給料（同日における技能職員の給与に関する規則（以下「技能職給与規則」という。）別表第1に定める給料月額と同日において一般職員の例により給料として支給されることとなる差額に相当する額との合計額（平成21年切替日以後に一般職員の給料月額が改定される場合にあっては、平成21年切替日の前日の給料に相当する額を上限として一般職員の例により改定されたとみなした場合に得られる額）をいう。以下「平成21年切替日前日給料」という。）に達しないこととなる職員には、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額を平成21年切替日後給料に加え給料として支給する。
(1)～(7) 略	(1)～(7) 略
(8) 平成28年4月1日以後 経過措置保障額に100分の60を乗じて得た額	(8) 平成28年4月1日から平成29年3月31までの間 経過措置保障額に100分の60を乗じて得た額 (9) 平成29年4月1日以後 別に定める額

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。